

## ○ 佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程

（昭和46年2月25日）  
（佐共規程第88号）

改正	昭和47年	2月23日規程第103号	昭和48年	2月22日規程第116号
	昭和49年	2月19日規程第128号	昭和50年	2月27日規程第143号
	昭和51年	2月27日規程第151号	昭和51年	7月7日規程第156号
	昭和52年	3月26日規程第160号	昭和53年	3月24日規程第168号
	昭和54年	2月20日規程第175号	昭和54年	3月22日規程第177号
	昭和55年	2月27日規程第183号	昭和56年	3月3日規程第194号
	昭和57年	3月22日規程第201号	昭和58年	3月25日規程第206号
	昭和59年	3月9日規程第211号	昭和59年	7月10日規程第214号
	昭和59年1	1月22日規程第216号	昭和61年	3月31日規程第225号
	昭和62年	2月28日規程第235号	昭和62年	9月2日規程第242号
	平成元年	3月11日規程第251号	平成2年	6月4日規程第262号
	平成3年	5月30日規程第271号	平成4年	4月13日規程第281号
	平成5年	2月26日規程第287号	平成6年	1月14日規程第291号
	平成7年	3月1日規程第307号	平成7年	7月26日規程第311号
	平成7年	9月4日規程第312号	平成8年	3月5日規程第316号
	平成9年	3月4日規程第323号	平成10年	3月2日規程第329号
	平成11年	3月5日規程第336号	平成12年	6月26日規程第344号
	平成12年1	1月7日規程第347号	平成13年	2月27日規程第351号
	平成14年	2月26日規程第356号	平成14年	7月8日規程第360号
	平成15年	3月3日規程第366号	平成16年	2月24日規程第372号
	平成17年	2月28日規程第378号	平成18年	2月20日規程第383号
	平成18年	3月24日規程第389号	平成19年	3月1日規程第397号
	平成19年	9月3日規程第401号	平成20年1	1月21日規程第416号
	平成22年	2月24日規程第430号	平成22年	4月27日規程第436号
	平成24年	3月26日規程第450号	平成25年	2月28日規程第452号
	平成26年	2月26日規程第459号	平成27年	3月24日規程第463号
	平成27年1	0月14日規程第467号	平成28年	2月29日規程第473号

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この規程は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第4号及び佐賀県市町村職員共済組合法第38条の規定に基づき、組合員の臨時の支出に対する資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（昭59規程211・平14規程356・一部改正）

（貸付金の財源）

**第2条** 貸付金の財源は、経過的長期預託金管理経理からの借入金及び短期経理からの借入金（第3条第6項に規定する高額医療貸付及び同条第7項に規定する出産貸付の財源に限る。）をもって充てる。

（昭59規程211・平16規程372・平19規程397・平27規程467・一部改正）

## 第2章 貸付け

（貸付けの種類）

**第3条** 貸付けの種類は、普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、高額医療貸付及び出産貸付とする。

（昭59規程216・平16規程372・一部改正）

2 普通貸付は、組合員が臨時に資金を必要とするときに行う。

（平9規程323・一部改正）

- 3 住宅貸付は、組合員が自己の用に供するため住宅を新築し、増築し、改築し、修理し若しくは購入し又は住宅の敷地を購入するため臨時に資金を必要とするときに行う。
- 4 災害貸付は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。
  - (1) 災害家財貸付 組合員の家財に係る水震火災その他の非常災害（以下「災害」という。）及び盗難等による損害  
(平 24 規程 450・一部改正)
  - (2) 災害住宅貸付 組合員の住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害  
(平 24 規程 450・追加)
  - (3) 災害再貸付 現に住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害（法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害に限る。）  
(平 24 規程 450・一部改正・旧第 2 号繰下)
- 5 特別貸付は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に掲げる事由により資金を必要とするときに行う。
  - (1) 医療貸付 組合員又はその被扶養者の療養（法第 62 条の 2 に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給の対象となる療養を除く。）
  - (2) 入学貸付 組合員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む。次号において同じ。）の入学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条に規定する各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関（以下「高等学校等」という。）に入学する場合に限る。）  
(平 22 規程 430・平 27 規程 463・一部改正)
  - (3) 修学貸付 組合員又はその被扶養者の修学（高等学校等において修業している場合に限る。）
  - (4) 結婚貸付 組合員、その被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻
  - (5) 葬祭貸付 組合員の配偶者、子、父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の葬祭  
(昭 48 規程 116・昭 56 規程 194・昭 59 規程 216・平 5 規程 287・平 9 規程 323・平 11 規程 336・一部改正)
- 6 高額医療貸付は、組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のために臨時の資金を必要とするときに行う。  
(昭 59 規程 216・追加)
- 7 出産貸付は、組合員（任意継続組合員を含む。以下本項において同じ。）が次の各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。
  - (1) 法第 63 条第 1 項に規定する出産費（以下「出産費」という。）の支給の対象となる組合員の出産（妊娠 4 月以上（85 日以上をいう。以下同じ。）の異常分べん又は母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）に基づく妊娠 4 月以上の胎児の人工妊娠中絶をした場合を含む。以下次号において同じ。）
  - (2) 法第 63 条第 3 項に規定する家族出産費（以下「家族出産費」という。）の支給の対象となる組合員の被扶養者の出産  
(平 16 規程 372・追加)

(借受資格)

**第 4 条** 組合員（任意継続組合員を除く。）は、組合員資格を取得した日（前条第 3 項に規定する住宅貸付にあっては、組合員期間（法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員とな

った場合における当該引き続き組合員期間を含む。以下同じ。）1年以上となった日）から貸付けを受けることができる。ただし、任意継続組合員にあつては、任意継続組合員の資格を取得した日から高額医療貸付及び出産貸付を受けることができる。

（昭59規程211・昭59規程214・昭59規程216・昭62規程235・平14規程356・平16規程372・一部改正）

- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員である組合員」という。）について前項の規定を適用する場合においては、同項中「法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続き組合員期間を含む」とあるのは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された月以後の組合員期間に限る」とする。

（平14規程356・追加）

- 3 出産貸付を受けることができる者は、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出産予定日まで2月以内（多胎妊娠の場合は4月以内）の組合員又は出産予定日まで2月以内（多胎妊娠の場合は4月以内）の被扶養者を有する組合員
- (2) 妊娠4月以上の組合員で当該組合員本人の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4月以上の被扶養者を有する組合員で当該被扶養者の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者

（平16規程372・追加）

（貸付金の限度額）

**第5条** 貸付金の限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ当該各号に定める金額とする。

- (1) 普通貸付 給料（地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当する給与で次のイから二までに掲げる組合員の区分に応じ、当該イから二までに掲げる給与をいう。以下同じ。）の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは、200万円）
  - イ 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（ハに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給料
  - ロ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうちイ及びハに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与
  - ハ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第5号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与
  - ニ 第4条に規定する借受資格を有する者のうちイからハまでに掲げる者以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

（昭49規程128・昭51規程156・昭53規程168・昭54規程177・昭56規程194・昭61規程225・

平3規程271・平7規程307・平27規程467・一部改正）

- (2) 住宅貸付 貸付けの申込みをする時における給料に、別表第1に掲げる組合員期間の区分に応じ、同表

に掲げる月数を乗じて得た額に相当する金額（当該金額が1,800万円を超えるときは1,800万円）

（昭47規程103・昭48規程116・昭49規程128・昭51規程156・昭52規程160・昭54規程177・昭55規程183・昭56規程194・昭57規程201・昭58規程206・昭61規程225・昭62規程235・平2規程262・平3規程271・平4規程281・平7規程307・平14規程356・平24規程450・一部改正）

- (3) 災害貸付 次のイからハまでに掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれイからハまでに掲げる金額
- イ 災害家財貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）
- ロ 災害住宅貸付 前号に規定する住宅貸付の額（ハにおいて「住宅貸付額」という。）に相当する金額
- ハ 災害再貸付 住宅貸付額の2倍に相当する金額（当該金額が1,900万円を超えるときは1,900万円）
- （昭49規程128・昭52規程160・昭54規程177・昭55規程183・昭57規程201・昭58規程206・昭61規程225・平2規程262・平3規程271・平4規程281・平7規程307・平14規程356・平16規程372・平24規程450・一部改正）
- (4) 特別貸付 次のイからホまでに掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれイからホまでに掲げる金額
- イ 医療貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が100万円を超えるときは100万円）
- ロ 入学貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）
- ハ 修学貸付 当該貸付の対象となる高等学校等において定められている修業年限の年数を限度として、当該修業年限の年数に相当する月数（修業年限の中途から貸付ける場合にあっては貸付けの申出があった日の属する月の翌月から起算して残存する月数）1月につき15万円
- ニ 結婚貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）
- ホ 葬祭貸付 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を超えるときは200万円）
- （昭49規程128・全部改正、昭53規程168・昭55規程183・昭56規程194・昭61規程225・平5規程287・平7規程307・平9規程323・平13規程351・平19規程397・平28規程473・一部改正）
- (5) 高額医療貸付 一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関」という。）に支払うべき金額又は支払った金額から、施行令第23条の3の規定により同条第1項第1号イからへまでに掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額
- （昭59規程216・追加、昭62規程235・平7規程307・平15規程366・平19規程397・平27規程467・一部改正）
- (6) 出産貸付
- イ 組合員の出産については、一の貸付事由（多胎出産の場合は、一産児べん出ごとに一の貸付事由）ごとに出産費に相当する額
- ロ 被扶養者の出産については、前記イの一の貸付事由ごとに家族出産費に相当する額
- （平16規程372・追加）
- 2 前項第2号又は第3号ロの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、当該各号に定める金額を貸付額とすることができる。
- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| (1) 組合員期間3年未満の組合員       | 100万円 |
| (2) 組合員期間3年以上7年未満の組合員   | 400万円 |
| (3) 組合員期間7年以上12年未満の組合員  | 700万円 |
| (4) 組合員期間12年以上17年未満の組合員 | 900万円 |

- (5) 組合員期間 17 年以上の組合員 1,100 万円  
 (昭 49 規程 128・全部改正, 昭 54 規程 177・昭 55 規程 183・昭 57 規程 201・昭 61 規程 225・平 2 規程 262・平 3 規程 271・平 7 規程 307・平 24 規程 450・一部改正)
- 3 第 1 項第 3 号ハの規定により計算した金額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、当該各号に定める金額を貸付額とすることができる。
- (1) 組合員期間 3 年未満の組合員 150 万円  
 (2) 組合員期間 3 年以上 7 年未満の組合員 450 万円  
 (3) 組合員期間 7 年以上 12 年未満の組合員 750 万円  
 (4) 組合員期間 12 年以上 17 年未満の組合員 950 万円  
 (5) 組合員期間 17 年以上の組合員 1,150 万円  
 (昭 55 規程 183・全部改正, 昭 57 規程 201・昭 61 規程 225・平 2 規程 262・平 3 規程 271・平 7 規程 307・平 24 規程 450・一部改正)
- 4 要介護者に配慮した構造を有する住宅（以下「在宅介護対応住宅」という。）にあつては、第 1 項第 2 号若しくは第 3 号（イを除く。）又は第 2 項若しくは第 3 項に規定する額に 300 万円を限度とする額を加算した金額を貸付額とすることができる。  
 (平 8 規程 316・追加, 平 22 規程 436・平 24 規程 450・一部改正)
- 5 第 3 条第 1 項に掲げる貸付け（高額医療貸付及び出産貸付を除く。以下この項において同じ。）をあわせて行う場合におけるそれぞれの貸付けの合算額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額をこえることができない。ただし、第 4 号及び第 5 号の場合において理事長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
- (1) 普通貸付と普通貸付以外の貸付け（災害再貸付及び特別貸付を除く。）とをあわせて行う場合 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号ロ又は第 2 項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に 300 万円を加算した金額）  
 (平 24 規程 450・平 28 規程 473・一部改正)
- (2) 普通貸付と特別貸付とをあわせて行う場合 第 1 項第 2 号又は第 2 項に規定する金額
- (3) 一の貸付事由による災害家財貸付と住宅貸付又は当該貸付事由と同一の貸付事由による災害住宅貸付若しくは他の貸付事由による災害貸付（災害再貸付を除く。）とをあわせて行う場合 第 1 項第 3 号ロ又は第 2 項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に 300 万円を加算した金額）  
 (平 24 規程 450・追加, 平 28 規程 473・一部改正)
- (4) 災害再貸付とその他の貸付け（特別貸付を除く。）とをあわせて行う場合 第 1 項第 3 号ハ又は第 3 項に規定する金額（前項に規定する額が加算された場合にあつては、当該金額に 300 万円を加算した金額）  
 (平 28 規程 473・追加)
- (5) 一の貸付事由による特別貸付とその他の貸付け（他の貸付事由による特別貸付を含む。）とあわせて行う場合（第 2 号の場合を除く。）一の貸付事由による第 1 項第 4 号の金額と第 1 号に規定する金額を合算した金額  
 (平 24 規程 450・一部改正・旧第 3 号繰下, 平 28 規程 473・旧第 4 号繰下)  
 (昭 59 規程 216・平 8 規程 316・平 16 規程 372・平 24 規程 450・一部改正)
- 6 財形住宅貸付を受けている組合員に対する住宅貸付及び災害貸付（災害家財貸付を除く。第 14 条第 4 項において同じ。）に係る第 1 項から前項までに定める金額は、当該金額から財形住宅貸付の未償還元金の額を控除した金額とする。  
 (昭 54 規程 175・追加, 昭 55 規程 183・平 8 規程 316・平 24 規程 450・平 28 規程 473・一部改正)

- 7 前各項の貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（平 27 規程 467・追加）

（貸付金額の単位）

- 第6条** 貸付金の額は、前条の規定による限度額の範囲内において普通貸付又は特別貸付にあつては 5 万円、高額医療貸付又は出産貸付にあつては、1,000 円を単位として計算し、住宅貸付にあつては 50 万円、災害貸付にあつては 10 万円を最低額とし、10 万円を単位として計算するものとする。

（昭 47 規程 103・昭 49 規程 128・昭 51 規程 151・昭 59 規程 211・昭 59 規程 216・平 16 規程 372・一部改正）

（貸付利率）

- 第7条** 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、年 4.46 パーセント（災害貸付にあつては、年 3.72 パーセント、第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては年 4.2 パーセント）とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。

（昭 47 規程 103・昭 49 規程 128・昭 59 規程 216・平 8 規程 316・平 12 規程 344・平 16 規程 372・平 18 規程 383・平 22 規程 436・平 27 規程 467・一部改正）

- 2 貸付金の利息に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 高額医療貸付及び出産貸付に係る利息は、付さないものとする。

（昭 59 規程 216・追加，平 16 規程 372・一部改正）

（貸付けの申込み）

- 第8条** 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けの借受人は、貸付申込書（様式第 1 号の 1）に所定の事項を記入のうえ、理事長が別に定める書類を添えて所属所長に提出しなければならない。

（昭 59 規程 216・平 15 規程 366・平 16 規程 372・一部改正）

- 2 高額医療貸付の借受人は、貸付申込書（様式第 1 号の 2）に所定の事項を記入のうえ、保険医療機関等の発行する請求書又は領収書を添えて所属所長に提出しなければならない。ただし、当該借受人が任意継続組合員である場合にあつては、理事長に直接提出しなければならないものとする。

（昭 59 規程 216・追加，平 15 規程 366・一部改正）

- 3 出産貸付の借受人は、貸付申込書（様式第 1 号の 3）に所定の事項を記入のうえ、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、所属所長に提出しなければならない。ただし、当該借受人が任意継続組合員である場合にあつては、理事長に直接提出しなければならないものとする。

- (1) 第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる者 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項の規定により交付された母子健康手帳（以下「母子健康手帳」という。）の写し及び出産予定日まで 2 月以内（多胎妊娠の場合は 4 月以内）であることを証明する書類

（平 22 規程 436・一部改正）

- (2) 第 4 条第 3 項第 2 号に掲げる者 母子健康手帳の写し、妊娠 4 月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書

（平 16 規程 372・追加）

- 4 所属所長は、前 3 項の申込書を受理したときは、事由、金額、償還能力等について調査し、意見を付して理事長に送付しなければならない。

（昭 59 規程 216・一部改正，平 16 規程 372・一部改正・旧第 3 項繰下）

（債権の保全及び貸付保険）

- 第9条** 借受人は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、組合を被保険者とする貸付保険（全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則の規定に基づき全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）と損害保険会社との間で契約した保険をいう。）の適用を受けるものとする。

- (1) 普通貸付、災害家財貸付及び特別貸付（高額医療貸付及び出産貸付を除く。） 官公庁等共済組合一般

資金貸付保険

- (2) 住宅貸付、災害住宅貸付及び災害再貸付 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険

(平 24 規程 450・全部改正, 平 26 規程 459・一部改正)

(団体信用生命保険)

**第9条の2** 借受人は、団体信用生命保険（全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業に関する規則に基づき連合会が生命保険会社と契約した保険をいう。）の適用を受けることができるものとする。

- 2 前項の規定による団体信用生命保険の適用を申込み者は、当該保険の保険料の全部又は一部を連合会の理事長が定めるところにより負担しなければならない。

(平 24 規程 450・追加)

(貸付けの決定)

**第10条** 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは、直ちにこれを審査し、貸付けの可否を決定し、所属所長を経由して借受人に貸付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(昭 51 規程 156・一部改正)

(貸付金の交付)

**第11条** 借受人は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、借用証書（様式第3号）に理事長が別に定める書類を添え、所属所長を経由して理事長に提出しなければならない。

(昭 51 規程 156・平 18 規程 389・平 26 規程 459・一部改正)

- 2 理事長は、前項による書類の提出を受けたときは、直ちに貸付金を交付するものとする。ただし、修学貸付にあっては、理事長が別に定めるところにより、第5条第1項第4号ハに規定する1月当たりの金額に12（学年の中途から貸付ける場合は、当該貸付けの申出があった日の属する月の翌月から当該学年の末日の属する月までの月数）を乗じた金額の範囲内で、一時に交付するものとする。

(昭 48 規程 116・平 22 規程 430・平 28 規程 473・一部改正)

(住宅建築義務)

**第12条** 住宅の敷地を購入するため住宅貸付を受けた者は、貸付けの時から5年以内に住宅の建築に着手しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、その期限を2年を限度として延期することができる。

- 2 住宅貸付を受けた者は、貸付けの時から3ヶ月以内に購入、又は工事に着手しなければならない。

(昭 55 規程 183・一部改正)

(抵当権の設定)

**第13条** 削除（平 26 規程 459）

**第3章 償還**

(償還期間及び金額)

**第14条** 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に掲げる月数以内で別表第2又は別表第3に定める償還表により毎月元利均等により償還するものとする。ただし、修学貸付の利息は、貸付けを受けた月の翌月から支払うものとする。

- (1) 普通貸付 貸付けを受けた月の翌月から120月
- (2) 住宅貸付及び災害貸付 貸付けを受けた月の翌月から360月
- (3) 特別貸付のうちの医療貸付、入学貸付、結婚貸付及び葬祭貸付 貸付けを受けた月の翌月から120月
- (4) 特別貸付のうちの修学貸付 当該貸付けの対象となった修学が終了した日又は高等学校等の修業年限を満了した日のいずれか早い日の属する月（借受人から申出があった場合において、修学年限の満了前に償還を開始することについて、理事長が特に必要と認めた場合には、その認めた日の属する月）の翌月から150月

(昭 49 規程 128・全部改正, 昭 51 規程 151・昭 55 規程 183・昭 56 規程 194・昭 57 規程 201・昭 58 規程 206・昭 59 規程 216・昭 61 規程 225・昭 62 規程 235・平元規程 251・平 2 規程 262・平 3 規程 271・平 4 規程 281・平 5 規程 287・平 7 規程 307・平 9 規程 323・平 13 規程 351・平 16 規程 372・平 18 規程 383・平 28 規程 473・一部改正)

- 2 理事長は、特別に事情があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、貸付けを受けた月の翌月から支払うものとする。

(1) 住宅貸付 償還期間内において 3 月

(2) 災害貸付 償還期間外において 1 年

(平 8 規程 316・追加, 平 28 規程 473・一部改正・旧第 3 項繰上)

- 3 理事長は、借受人が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住する住宅が滅失した場合に係る災害貸付にあっては、前項第 2 号の規定にかかわらず、償還期間外において 3 年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、第 7 条の規定にかかわらず、年 2.42 パーセントとする。

(平 8 規程 316・追加, 平 9 規程 323・平 14 規程 356・平 17 規程 378・平 18 規程 383・

平 22 規程 436・平 27 規程 467・一部改正, 平 28 規程 473・旧第 4 項繰上)

- 4 理事長は、借受人が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 2 条第 1 号若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業（同法第 19 条に規定する部分休業を除く。以下、この項において同じ。）をしている場合又は育児・介護休業法第 11 条第 1 項の規定により介護休業をしている場合において、第 1 項の規定による償還の猶予を希望する旨の申出をしたときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該借受人に係る育児休業又は介護休業の期間の属する月の償還を猶予することができる。この場合において、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。

(平 4 規程 281・追加, 平 14 規程 360・平 24 規程 450・一部改正, 平 28 規程 473・旧第 5 項繰上)

- 5 借受人は、第 1 項から前項までの規定にかかわらず、未償還元利金の全部又は一部を繰上げて償還することができる。

(昭 49 規程 128・追加, 平 8 規程 316・平 18 規程 389・一部改正, 平 28 規程 473・一部改正・

旧第 6 項繰上)

- 6 高額医療貸付又は出産貸付に係る貸付金は、当該貸付けに係る高額療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額により償還するものとする。この場合に、当該支給される額が当該償還額より少ないときは、その差額は理事長が別に指定する日までに償還するものとする。

(昭 59 規程 216・追加, 平 8 規程 316・平 16 規程 372・一部改正, 平 28 規程 473・旧第 7 項繰上)

- 7 出産貸付に係る貸付金において、当該貸付けに係る出産費等が支給されないときは、借受人は当該貸付金の額を理事長が別に指定する日までに償還するものとする。

(平 16 規程 372・追加, 平 28 規程 473・旧第 8 項繰上)

- 8 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、再任用職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金を、貸付けを受けた月の翌月から地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項に規定する任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定めるところにより毎月元利均等償還により償還するものとする。

(平 14 規程 356・追加, 平 16 規程 372・旧第 8 項繰下・一部改正, 平 28 規程 473・一部改正・

旧第 9 項繰上)



- 9 前項の場合において、毎月元利均等により償還する償還額の合計額は、給料の額を超えることはできない。

（平 14 規程 356・追加，平 16 規程 372・旧第 9 項繰下，平 28 規程 473・旧第 10 項繰上）

（償還の手続）

- 第 15 条** 理事長は、前条第 1 項、同条第 2 項後段、同条第 3 項又は同条第 8 項の規定による償還については、借受人の給与支払機関から当該元利金又は利息を給与支給日に借受人の給与から控除して払込みを受けるものとする。

（昭 49 規程 128・平 8 規程 316・平 14 規程 356・平 18 規程 389・平 28 規程 473・一部改正）

- 2 前条第 5 項又は同条第 6 項の規定による償還をする場合又は給与の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与から控除できない場合は、借受人は、特別償還金一覧表（様式第 4 号）により所属所長を経て理事長に払い込むものとする。

（昭 49 規程 128・昭 51 規程 156・平 8 規程 316・平 16 規程 372・平 28 規程 473・一部改正）

- 3 理事長は、高額医療貸付に係る貸付金の償還については、借受人に当該貸付けに係る高額療養費が支給される時に、当該高額療養費の額から当該貸付けに係る償還額に相当する額を控除することとし、当該金額をもって借受人からの償還があったものとする。この場合に、当該高額療養費の額が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を借受人は、前項に規定する特別償還金一覧表により理事長に払込むものとする。

（昭 59 規程 216・追加，平 16 規程 372・一部改正）

- 4 理事長は、出産貸付に係る貸付金の償還については、借受人に当該貸付けに係る出産費等が支給される時に、当該出産費等の額から当該貸付けに係る償還額に相当する額を控除することとし、当該金額をもって借受人からの償還があったものとする。この場合に、当該出産費等の額が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を借受人は、特別償還金一覧表により理事長に払込むものとする。

（平 16 規程 372・追加）

- 5 出産貸付に係る貸付金において、当該貸付けに係る出産費等が支給されないときは、借受人は当該貸付けに係る償還額を特別償還金一覧表により理事長に払込むものとする。

（平 16 規程 372・追加）

（即時償還）

- 第 16 条** 理事長は、借受人が次のいずれか 1 つに該当するに至ったときは、直ちに、貸付けを取消し、当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき（高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。）

（平 16 規程 372・一部改正）

- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき

（平 14 規程 356・全部改正）

- (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

（平 14 規程 356・一部改正）

- (4) その他この規定に違反したとき

（平 14 規程 356・追加）

- 2 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めたときは、地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものとする。

（昭 51 規程 156・平 18 規程 389・平 24 規程 450・一部改正）

（行為の制限）

**第17条** 借受人は、貸付金の償還が完了する以前に当該貸付に係る不動産について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第3者に貸付けること
- (2) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第3者に譲渡すること
- (3) 不動産の価値を著しく減少させる行為をすること

（平28規程473・一部改正）

（抵当権の解除）

**第18条** 削除（平26規程459）

#### 第4章 雑則

（他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け）

**第19条** 理事長は、法に基づく他の組合又は国の組合からこの規程に定める貸付金と同種の貸付けを受けていた者が組合員となった場合において、その者が当該貸付金を返済するため資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において必要な事項は、理事長が別に定める。

（昭62規程235・一部改正）

（退職派遣者が職員として採用された場合の貸付け）

**第20条** 理事長は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして同条（第3項を除く。）の規定を適用するものとされた者（以下「退職派遣者」という。）が、派遣期間中に金融機関等（臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する「その他貯金の受入又は資金の融通を業とするもの」を除く。以下「金融機関等」という。）からこの規程に定める貸付金と同種の貸付けを受け、退職派遣者が職員として採用された場合において、当該貸付金を返済するために資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において必要な事項は、理事長が別に定める。

（平14規程360・追加，平16規程372・平20規程416・一部改正）

（細則）

**第21条** この規程で定めるもののほか、貸付けの実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

（平14規程360・旧第20条線下）

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程の施行前に佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（昭和41年11月10日規程第47号。以下「旧規程」という。）により貸付けを受けた者に対する組合との債権が完済履行されるまでは、旧規程は、この改正規程施行後も、なお、その効力を有する。
- 3 旧規程による貸付けについては、理事長が別に定めるものを除き、この改正規程による貸付けを受けたものとみなす。
- 4 規程第3条第3項及び第4項の貸付けのうち、組合員以外の者が名義人となる不動産につき住宅貸付を受けようとするもの、又は現に組合員名義の住居に居住している当該組合員が新たに住宅を新築又は購入するために住宅貸付を受けようとするものについては、昭和50年4月1日以降当分の間貸付けを保留する。

（昭50規程143・追加，昭56規程194・一部改正）

（高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率の特例）

- 5 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、平成7年8月1日から地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了し

た日の属する月の末日（理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日）までの間（以下「特例期間等の終了の日までの間」という。）においては、特例として、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日から、当該各号に定める利率とする。

（平16規程372・平19規程401・一部改正）

- (1) 財政融資資金利率が年2.4パーセントを超え年4.2パーセントを下回っている場合 毎年の1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26パーセントを加えた利率（災害貸付にあつては当該利率に12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては財政融資資金利率）

（平22規程436・平27年規程467・一部改正）

- (2) 財政融資資金利率が年2.4パーセント以下である場合 財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長の定める日）から、年2.66パーセント（災害貸付にあつては年2.22パーセント、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.4パーセント）

（平7規程312・全部改正，平8規程316・平10規程329・平11規程336・平12規程344・

平14規程356・平18規程383・平19規程401・一部改正）

（平25規程452・第3号削除）

（第14条第4項に規定する貸付金の利率の特例）

- 6 第14条第4項に規定する貸付金の利率は、平成8年4月1日から特例期間等の終了の日までの間においては、特例として第14条第4項の規定にかかわらず、財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長の定める日）から、年1.72パーセントとする。

（平19規程401・一部改正）

（高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の償還表の特例）

- 7 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の償還表は、附則第5項に規定する特例期間においては、第14条第1項の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

（平7規程312・全部改正，平8規程316・平16規程372・一部改正）

（借換貸付の特例）

- 8 理事長は、派遣法第2条第1項の規定により派遣された職員である組合員（以下「派遣職員」という。）が、平成16年3月31日までに、金融機関等からこの規程に定める貸付金と同種の貸付けを受けていた場合は、職務に復帰し、又は引き続き派遣職員である場合において当該貸付金を返済するために資金を必要とするときに、貸付けを行うことができる。この場合において必要な事項は、理事長が別に定める。

（平16規程372・追加）

#### 附 則（昭和47年2月23日規程第103号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正前の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程による貸付けについては、理事長が別に定めるものを除き、この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程により貸付けを受けたものとみなす。

（支払利息等に関する経過措置）

- 3 改正後の第7条第1項の規定は、施行日前に貸付けた貸付金に係る同日以降の償還期日における支払利息についても適用し、同日前の償還期日における支払利息については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に貸付けた貸付金の施行日以降の償還期日における償還金額は、当該貸付金を施行日以降に貸付けたとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

**附 則**（昭和 48 年 2 月 22 日規程第 116 号抄）

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和 49 年 2 月 19 日規程第 128 号抄）

- 1 この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正前の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程による貸付けについては、理事長が別に定めるものを除き、この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程により貸付けを受けたものとみなす。

**附 則**（昭和 50 年 2 月 27 日規程第 143 号抄）

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和 51 年 2 月 27 日規程第 151 号抄）

- 1 この規程は、昭和 51 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正前の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程による貸付けについては、この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程により貸付けを受けたものとみなす。

**附 則**（昭和 51 年 7 月 7 日規程第 156 号抄）

- 1 この規程は、昭和 51 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正前の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「改正前の貸付規程」という。）による貸付けについては、理事長が別に定めるものを除き、この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程により貸付けを受けたものとみなす。
- 3 改正前の貸付規程の規定により貸付けを受けた者の連帯保証人に係る連帯保証債務は、施行日以後免除する。
- 4 改正前の貸付規程の規定により設定された抵当権及び質権は、施行日以降解除し又は消滅させるものとする。この場合において、抵当権の登記の抹消に要する費用は、組合の負担とする。

**附 則**（昭和 52 年 3 月 28 日規程第 160 号抄）

- 1 この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。

**附 則**（昭和 53 年 4 月 1 日規程第 168 号抄）

- 1 この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。ただし、第 5 条第 1 項第 4 号イの規定による入学貸付については、公布の日から適用する。

**附 則**（昭和 54 年 2 月 20 日規程第 175 号抄）

この改正は、公告の日から施行する。

**附 則**（昭和 54 年 3 月 22 日規程第 177 号抄）

- 1 この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。ただし、第 5 条第 1 項第 4 号イの規定による入学貸付については、公布の日から適用する。

**附 則**（昭和 55 年 2 月 27 日規程第 183 号抄）

- 1 この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。

**附 則**（昭和 56 年 3 月 3 日規程第 194 号抄）

- 1 この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。ただし、第 5 条第 1 項第 4 号ロの規定による入学貸付については、公布の日から適用する。

**附 則**（昭和 57 年 3 月 22 日規程第 201 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。

**附 則**（昭和 58 年 3 月 25 日規程第 206 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。

**附 則**（昭和 59 年 3 月 9 日規程第 211 号抄）

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和 59 年 7 月 10 日規程第 214 号抄）

この規程は、公告の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（昭和 59 年 11 月 22 日規程第 216 号抄）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、昭和 59 年 10 月 1 日以後の診療に係る高額療養費から適用する。

**附 則**（昭和 61 年 3 月 31 日規程第 225 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。

**附 則**（昭和 62 年 2 月 28 日規程第 235 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。

**附 則**（昭和 62 年 9 月 2 日規程第 242 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、昭和 62 年 8 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。  
（利息等に関する経過措置）
- 2 佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第 5 項の規定は、適用日前に貸付けた住宅貸付に係る適用日以後の償還期日における利息についても適用し、適用日前の償還期日における利息については、なお、従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第 5 項に規定する理事長の定める日（以下「特例期間の終了の日」という。）以前に貸付けた住宅貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期日における利息については、第 7 条第 1 項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸付けた住宅貸付の貸付金に係る適用日以後の償還期日における償還額は適用日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条（即時償還）第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸付け、適用日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 特例期間等の終了の日以前に貸付けた住宅貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後の償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金を特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、特例期間等の終了の日の翌日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

**附 則**（平成元年 3 月 11 日規程第 251 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受付けた申込みについては、なお、従前の例による。

**附 則**（平成 2 年 6 月 4 日規程第 262 号抄）

- 1 この規程は、平成 2 年 6 月 4 日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、平成 2 年 7 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用し、同日前に貸付けた貸付金については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成 3 年 5 月 30 日規程第 271 号抄）

- 1 この規程は、平成 3 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、平成 3 年 7 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用し、同日前に貸付けた貸付金については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成 4 年 4 月 13 日規程第 281 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程第 5 条第 1 項第 2 号、同項第 3 号の規定、並びに第 14 条第 1 項第 2 号の規定は、施行日以後に貸付ける貸付金について適用し、同日前に貸付けた貸付金については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成 5 年 2 月 26 日規程第 287 号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、平成 5 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。ただ

し、改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「改正後の貸付規程」という。）附則第5項以外の部分の規定は、同年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の貸付規程は、施行日以後に受付けた申込みから適用し、施行日前に受け付けた申込みについては、なお、従前の例による。

（利息等に関する経過措置）

- 3 佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第5項の規定は、適用日前に貸付けた住宅貸付に係る適用日以後の償還期日における利息についても適用し、適用日前の償還期日における利息については、なお、従前の例による。
- 4 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第5項に規定する理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸付けた住宅貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期日における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 5 適用日前に貸付けた住宅貸付の貸付金に係る適用日以後の償還期日における償還額は適用日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸付け、適用日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸付けた住宅貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後の償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金を特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、特例期間等の終了の日の翌日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

**附 則**（平成6年1月14日規程第291号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、平成6年1月1日（普通貸付及び特別貸付にあつては平成7年7月1日）（以下「新適用日」という。）から適用する。

（平7規程311・一部改正）

（利息等に関する経過措置）

- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第7項及び第8項の規定は、新適用日前に貸付けた普通貸付、住宅貸付、災害貸付及び特別貸付に係る新適用日の前日における未償還元金に係る新適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、新適用日前に到来する償還期日における利息については、なお、従前の例による。

（平7規程311・一部改正）

- 3 新特例期間が終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第7項又は第8項に規定する理事長の定める日（以下「新特例期間等の終了の日」という。）以前に貸付けた普通貸付、住宅貸付若しくは特別貸付に係る新特例期間等の終了の日における未償還元金に係る新特例期間等の終了の日の翌日から地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第5項に規定する理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）までの間に到来する償還期日における利息については、附則第5項に規定する貸付利率を適用し、また、特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。

（平7規程311・一部改正）

- 4 新特例期間等の終了の翌日から特例期間等の終了の日までの間に貸付けた普通貸付、住宅貸付若しくは特別貸付に係る特例期間等の終了の日における未償還元金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。

（平7規程311・一部改正）

- 5 新特例期間等の終了の日以前に貸付けた災害貸付に係る新特例期間等の終了の日における未償還元金に係る新特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。

- 6 新適用日前に貸付けた普通貸付、住宅貸付、災害貸付又は特別貸付の貸付金に係る新適用日から新特例期間等の終了の日までの間に到来する償還期日における償還額は、それぞれ新適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を新適用日に貸付け、新適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で新適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

（平7規程311・一部改正）

- 7 新特例期間等の終了の日以前に貸付けた普通貸付、住宅貸付、若しくは特別貸付の貸付金に係る新特例期間等の終了の日の翌日から特例期間等の終了の日までの間に到来する償還期日（特例期間等の終了の日と新特例期間等の終了の日とが同一の月に属する場合を除く。）における償還額は、新特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を新特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、新特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で新特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

（平7規程311・一部改正）

- 8 新特例期間等の終了の日以前に貸付けた災害貸付の貸付金に係る新特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、新特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を新特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、新特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で新特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 9 特例期間等の終了の日以前に貸付けた普通貸付、住宅貸付、若しくは特別貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

（平7規程311・一部改正）

**附 則**（平成7年3月1日規程第307号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。  
2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に貸付ける貸付金について適用し、同日前に貸付けた貸付金については、従前の例による。

**附 則**（平成7年7月26日規程第311号抄）

この規程は公告の日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

**附 則**（平成7年9月4日規程第312号抄）



（施行期日）

- 1 この規程は平成7年9月5日から施行し、平成7年8月1日から適用する。  
（利息等に関する経過措置）
- 2 佐賀県市町村職員共済組合組員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第5項の規定は、平成7年8月1日（以下「適用日」という。）前に貸付けた高額医療貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和62年政令第32号）第1条6号に掲げる利率（以下「資金運用部預託金利率」という。）が年5.25パーセント以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第5項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸付けた高額医療貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸付けた高額医療貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規程附則第5項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、資金運用部預託金利率が改定された日又は貸付規程附則第5項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸付けた高額医療貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

**附 則**（平成8年3月5日規程第316号）

この規程は公告の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

**附 則**（平成9年3月4日規程第323号）

（施行期日）

- 1 この規程は平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組員貸付規程は、この規程の施行日以後に貸付けた貸付金について適用し、同日前に貸付けた貸付金については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成10年3月2日規程第329号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。

（利息等に関する経過措置）

- 2 佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第5項の規定は、平成10年4月1日（以下「適用日」という。）前に貸付けた高額医療貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和62年政令第32号）第1条第6号に掲げる利率（以下「資金運用部預託金利率」という。）が年5.25パーセント以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第5項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸付けた高額医療貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸付けた高額医療貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規程附則第5項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定がされた場合において、資金運用部預託金利率が改定された日又は貸付規程附則第5項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸付けた高額医療貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

#### 附 則（平成11年3月5日規程第336号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。  
（利息等に関する経過措置）
- 2 佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第5項の規定は、平成11年4月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.75パーセント以下の間が終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第5項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の

日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。

（平12規程344・平14規程356・一部改正）

- 4 適用日前に貸し付けた高額医療貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規程附則第5項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規程附則第5項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

（平14規程356・一部改正）

- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

**附 則**（平成12年6月26日規程第344号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、平成12年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日以後公告の日までの間に既に貸し付けた貸付け及び貸付けを決定した貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年11月7日規程第347号抄）

この規程は、公告の日から施行し、平成12年12月1日から適用する。

**附 則**（平成13年2月27日規程第351号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程は、この規程の施行日以後に貸付ける貸付金について適用し、施行日前に貸付けた貸付金については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成14年2月26日規程第356号抄）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年7月8日規程第360号抄）

この規程は、公告の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

**附 則**（平成15年3月3日規程第366号抄）

この規程は、公告の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。ただし、第8条の改正規定、様式第

1号の3から様式第1号の5までを削る改正規定、様式第1号の1、様式第1号の2及び様式第3号の改正規定は平成15年7月1日から施行する。

**附 則**（平成16年2月24日規程第372号抄）

（施行期日）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（利息等に関する経過措置）

2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第5項の規定は、平成11年4月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.75%以下の間を終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第5項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。

4 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規程附則第5項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改正された日又は貸付規程附則第5項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

**附 則**（平成17年2月28日規程第378号抄）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年2月20日規程第383号抄）

（施行期日）

1 この規程は、公告の日から施行し、平成17年11月10日から適用する。

（利息等に関する経過措置）

- 2 平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度における改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）第 7 条第 1 項及び第 14 条第 4 項の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「年 3.46 パーセント」とあるのは「年 3.46 パーセント（平成 17 年度にあつては年 2.26 パーセント、平成 18 年度にあつては年 2.56 パーセント、平成 19 年度にあつては年 2.86 パーセント、平成 20 年度にあつては年 3.26 パーセント）」と、「年 2.88 パーセント」とあるのは「年 2.88 パーセント（平成 17 年度にあつては年 1.88 パーセント、平成 18 年度にあつては年 2.13 パーセント、平成 19 年度にあつては年 2.38 パーセント、平成 20 年度にあつては年 2.72 パーセント）」と、「年 3.2 パーセント」とあるのは「年 3.2 パーセント（平成 17 年度にあつては年 2.0 パーセント、平成 18 年度にあつては年 2.3 パーセント、平成 19 年度にあつては年 2.6 パーセント、平成 20 年度にあつては年 3.0 パーセント）」と、第 14 条第 4 項中「年 1.88 パーセント」とあるのは「年 1.88 パーセント（平成 17 年度から平成 20 年度までにあつては年 1.72 パーセント）」とする。

（高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の償還表）

- 3 平成 17 年度から平成 20 年度までの間における高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の償還表は、附則第 7 項の規定にかかわらず、別に理事長が定める。

（平 19 規程 401・旧第 11 項繰上）

**附 則**（平成 18 年 3 月 24 日規程第 389 号抄）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 16 条第 2 項、第 18 条、様式第 3 号の 1 及び様式第 3 号の 2 は、平成 18 年 6 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用し、同日前に貸付けた貸付金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 19 年 3 月 1 日規程第 397 号抄）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）第 5 条第 1 項第 5 号の規定は平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の貸付規程第 5 条第 1 項第 4 号ハの規定及び別表第 2 中「特別貸付（年利 3.46%）修学」償還表は、この規程の施行日以後に貸付ける貸付金について適用し、施行日前に貸付けた貸付金については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成 19 年 9 月 3 日規程第 401 号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。  
（貸付規程の一部を改正する規程の一部改正）
- 2 佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程の一部を改正する規程（平成 18 年 2 月 20 日規程第 383 号）附則中第 3 項から第 10 項までを削り、第 11 項を第 3 項とする。

（利息等に関する経過措置）

- 3 平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間における改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第 5 項の規定の適用については、同項第 1 号中「2.4 パーセント」とあるのは「2.2 パーセント」と、「3.2 パーセント」とあるのは「2.6 パーセント」とし、同項第 2 号中「2.4 パーセント」とあるのは「2.2 パーセント」と、「2.66 パーセント」とあるのは「2.46 パーセント」と、「2.22 パーセント」とあるのは「2.05 パーセント」とする。
- 4 平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間における貸付規程附則第 5 項の規定の適用については、同項第 1 号中「3.2 パーセント」とあるのは「3.0 パーセント」とする。
- 5 貸付規程附則第 5 項の規定は、平成 20 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日にお

- ける利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 6 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年 3.2 パーセントを下回っている間を終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第 5 項に規定する当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第 7 条第 1 項に規定する貸付利率を適用する。
  - 7 適用日前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
  - 8 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規程附則第 5 項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規程附則第 5 項に規定する当該改定された日以後 3 月以内の日で理事長の定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
  - 9 特例期間等の終了の日以前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

（高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の償還表）

- 10 第 3 項及び第 4 項に規定する平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間における高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の償還表は、貸付規程附則第 7 項の規定にかかわらず、別に理事長が定める。

**附 則**（平成 20 年 11 月 21 日規程第 416 号抄）

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 22 年 2 月 24 日規程第 430 号抄）

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の様式第 1 号の 1 は、平成 22 年 8 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用する。

**附 則**（平成 22 年 4 月 27 日規程第 436 号抄）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第 5 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年 4.1 パーセントを下回っている間が終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第 5 項に規定する当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、貸付規程第 7 条第 1 項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（貸付規程第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規程附則第 5 項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規程附則第 5 項に規定する当該改定された日以後 3 月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（貸付規程第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（貸付規程第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

**附 則**（平成 24 年 3 月 26 日規程第 450 号抄）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程により貸し付けた貸付けについては、改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程により貸し付けた貸付けとみなす。
- 3 改正後の第 16 条第 2 項の規定は、施行日後に組合員の資格を喪失した者に係る貸付け又は施行日以後に破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の決定がされた貸付け若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の決定がされた貸付けについて適用し、施行日以前に組合員の資格を喪失した者に係る貸付け又は施行日前に破産法に基づく破産手続開始の決定がされた貸付け若しくは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定がされた貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成 25 年 2 月 28 日規程第 452 号抄）

この規程は、公告の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以後に貸付ける貸付金について適用する。

**附 則**（平成 26 年 2 月 26 日規程第 459 号抄）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正前の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「改正前の貸付規程」という。）の規定による貸付けについては、改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程により貸付けを受けたものとみなす。
- 3 施行日前に貸付けた貸付金の施行日以降の償還期日における償還金額は、当該貸付金を施行日以降に貸付

けたとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 4 改正前の貸付規程第13条の規定により設定された抵当権は、施行日以降解除するものとし、この手続きに要する費用は、借受人の負担とする。

**附 則**（平成27年3月24日規程第463号抄）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年10月14日規程第467号抄）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「貸付規程」という。）附則第5項の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4.2パーセントを下回っている間を終了した日の属する月の末日又は貸付規程附則第5項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、貸付規程第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（貸付規程第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規程附則第5項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規程附則第5項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（貸付規程第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（貸付規程第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

**附 則**（平成28年2月29日規程第473号抄）

- 1 この改正は、公告の日から施行し、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後に貸付ける貸付金について適用する。
- 2 適用日より前に貸付けた修学貸付については、なお、従前の例による。



様式第1号の1（第8条関係）（平22規程430・平25規程452・全部改正）

## 貸 付 申 込 書

※ 該当する貸付種類を○で囲んでください。

<b>普通・住宅・災害・在宅介護・医療・入学・修学・結婚・葬祭</b>										借用希望月		年 月			
申 込 金 額					万 円	・新築 ・増築 ・改築	・補修 ・住宅購入 ・土地購入	借 還 方 法		1		給 料 償 還			
										2		ボーナス併用償還 (普通・住宅のみ)			
借 用 事 由						入 学 ・ 修 学		該 当 者 名		1		加 入			
								学 校 名		2		非 加 入			
						修 業 年 限		年		結 婚 葬 祭		該 当 者 名			
						現 在 の 学 年		年				続 柄			
所 属 所							組 合 員 証 記 号 ・ 番 号		—						
資 格 取 得 年 月 日		年 月 日					給 料 月 額		円						
		(組合員期間 年 月)					現 在 受 け て い る 貸 付 金		円						
貸 付 申 込 月 の 正 規 の 勤 務 時 間 (※)			時 間					貸 付 申 込 月 の 休 業 予 定 (申 請) 時 間 (※)			時 間				
上記のとおり佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程を承知のうえ申込みます。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 佐賀県市町村職員共済組合理事長 様 現住所 _____ (フリガナ) 氏 名 <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">実印</span>															
佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程第8条第4項の規定に基づき、上記貸付申込人に係る 貸付事由・借用金額及び給与支給状況等の償還能力を調査し、事実と相違ないものと認めます。 本申込書及び別添の書類を送付しますので、ご査収のうえ、審査願いたい。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 佐賀県市町村職員共済組合理事長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">所属所長 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></div>															

(※) 「貸付申込月の正規の勤務時間」及び「貸付申込月の休業予定(申請)時間」は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により、条例の規定に基づき給料の一部が減額されている場合に記入してください。

## 貸 付 決 定 伺

貸 付 決 定 額		貸 付 番 号		決 裁	事務局長	課 長	係 長	係
万円		号						
貸 付 年 月 日		貸付種類	貸 付 期 間		償 還 回 数	償 還 額		据 置 期 間
年 月 日			年 月 日 年 月 日			円		年 月 日 年 月 日
貸 付 限 度 額		給 料 月 額		算 出 率	算 出 額		限 度 額	
		円		月	円		万円	

様式第1号の2（第8条関係）（平成15規程366・全部改正）

### 高額医療貸付申込書

申込金額						千円	借用希望月		年	月
借 用 事 由										
所 属 所						組 合 員 証 記 号 ・ 番 号	—			
資 格 取 得 日 年 月 日	年 月 日					給 料 月 額	円			
	(組合員期間 年 月)					現 在 受 け て い る 貸 付 金	円			
<p>上記のとおり佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程を承知のうえ申込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>佐賀県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>現住所 _____</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏 名 _____ (実印)</p>										
所 属 所 長  の 意 見	<p>上記申込みについて調査したところ、事実と相違なく、且つ償還能力を有し信用確実な者であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>佐賀県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>所属所長 _____ (印)</p>									

### 貸付決定伺

貸付決定額	貸付番号		決 裁	事務局長	課長	係長	係
千円	号						
貸付年月日	貸付種類	貸付期間		償還回数			
年 月 日		年 月 日 年 月 日					
貸付額算出基礎							
備 考							

様式第1号の3（第8条関係）（平成16規程372・追加）

出 産 貸 付 申 込 書

申 込 金 額						千 円	借 用 希 望 月	年	月	
借 用 事 由  (該 当 事 由 に ○ 印)	<input type="checkbox"/> 出産予定日( 年 月 日)まで2月以内 であり、出産に係る支払費用として					出 産 者	該 当 者 名			
							続 柄			
	<input type="checkbox"/> 妊娠4月以上で医療機関等に一時的な 支払いに要する費用として						資 格 取 得 年 月 日	年	月	日
							資 格 喪 失 年 月 日	年	月	日
所 属 所						組 合 員 証 記 号 ・ 番 号	—			
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日					給 料 月 額	円			
	(組合員期間 年 月)					現 在 受 け て い る 貸 付 金	円			
<p>上記のとおり佐賀県市町村職員共済組合組合員貸付規程を承知のうえ申込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>佐賀県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>現 住 所 _____</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏 名 _____ (実印)</p>										
所 属 所 長 の 意 見	<p>上記申込みについては、事実と相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>佐賀県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>所 属 所 長 _____ (印)</p>									

貸 付 決 定 伺

貸 付 決 定 額	貸 付 番 号		決 裁	事務局長	課 長	係 長	係
千 円	号						
貸 付 年 月 日	貸付種類	貸 付 期 間		償還回数			
年 月 日		年 月 日	年 月 日				
貸 付 額 算 出 基 礎	給 料 月 額		算 出 率		算 出 額		最低保障額
	円 ×		×		円		万円
備 考							

## 様式第2号（第10条関係）（平成12規程347・全部改正）

貸付決定通知書

作成

(所属所名)

さきに借用申込みのありました貸付について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

ご不明な点がありましたら、共済組合貸付係までお問い合わせください。

(部課署名)

(氏名)

貸付番号		貸付種類	
貸付日			
貸付額	円	償還回数	回
適用利率	%	据置回数	回
貸付期間	～		
毎月償還額	円	据置中償還額	円
賞与償還額	円		

(所属所) (証番号) (部課署)

様式第3号（第11条関係）（平成26規程459・一部改正）

借 用 証 書											
借 金 額	千	百	十	万	千	0	0	0	円	貸 付 番 号	※  号
貸 付 種 別	普通・住宅・災害・在宅介護・医療・入学・修学・結婚・葬祭・高額医療・出産										
<p>上記の金額を佐賀縣市町村職員共済組合組合員貸付規程（以下「規程」という。）及び組合員の貸付に関する細則（以下「細則」という。）を承知の上、次の条件により借用しました。</p> <p>1 利息は年          パーセントとし、規程に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあっては変動後の利率を適用する。</p> <p>2 貸付金及び利息は、規程第14条の規定により、          年          月          日から          年          月          日までに所定の償還表により毎月償還する。</p> <p>3 借受人に次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 組合員の資格を失ったとき</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) その他規程及び細則に違反したとき</p> <p>4 前項に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続きがあったときは、何らの通知催告を要せずに期限の利益を失う。</p> <p>5 借受人は、前2項の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第48条及び第115条に基づき、給与、退職手当又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済する。</p> <p>6 この貸付について、訴訟が生じたときは、現住所の如何にかかわらず佐賀縣市町村職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。</p> <p>7 この貸付について、公正証書を作成する必要が生じ、その作成の要求があったときは、いかなる場合でもその要求に応ずる。</p> <p>8 未償還元利金の一括償還ができない場合、佐賀縣市町村職員共済組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付に係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することを予め同意する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">佐賀縣市町村職員共済組合理事長          様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年          月          日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 40%;"> <p style="margin-left: 40px;">所属所名</p> <hr/> <p style="margin-left: 40px;">記          号          ・          番          号</p> <hr/> <p style="margin-left: 40px;">借 受 人 現 住 所</p> <hr/> <p style="margin-left: 40px;">フリガナ          実 氏          名          印</p> <hr/> <p style="margin-left: 40px;">所属所長</p> <hr/> <p style="margin-left: 40px;">公 印</p> <hr/> <p style="margin-left: 40px;">私 印</p> </div> </div>											

捨 印



(注) 1 借受人の印鑑証明書を必ず添付すること。  
2 この証書は借受人が必ず自署すること。

様式第4号（第15条関係）（平成16規程372・全部改正）

## 特別償還金一覧表

年 月 分

所属所

証番号	組合員氏名	貸付番号	貸付種類	償還内訳	特別償還回数	特別償還元本(円)	経過利息(円)	特別償還額合計(円)
所属所合計		件						

別表第1（第5条関係）（平14規程356・全部改正）

組 合 員 期 間	月 数
組合員期間1年以上6年未満	7 月
組合員期間6年以上11年未満	15 月
組合員期間11年以上16年未満	22 月
組合員期間16年以上20年未満	28 月
組合員期間20年以上25年未満	43 月
組合員期間25年以上30年未満	60 月
組合員期間30年以上	69 月

別表第2（平27規程467・全部改正,平28規程473・一部改正）

普通貸付  
（年利4.46%）

貸付金額	償還回数	償還額
円	回	円
50,000	50	1,098
100,000	〃	2,195
150,000	〃	3,293
200,000	〃	4,391
250,000	〃	5,488
300,000	〃	6,586
350,000	〃	7,683
400,000	60	7,450
450,000	65	7,806
500,000	70	8,125
550,000	75	8,416
600,000	〃	9,181
650,000	〃	9,946
700,000	80	10,131
750,000	〃	10,855
800,000	〃	11,578
850,000	85	11,681
900,000	〃	12,368
950,000	〃	13,055
1,000,000	90	13,093
1,050,000	〃	13,748
1,100,000	〃	14,402
1,150,000	95	14,390
1,200,000	〃	15,015
1,250,000	〃	15,641
1,300,000	100	15,589
1,350,000	〃	16,188
1,400,000	〃	16,788
1,450,000	105	16,704
1,500,000	〃	17,280
1,550,000	〃	17,856
1,600,000	110	17,747
1,650,000	〃	18,301

1,700,000	110	18,856
1,750,000	115	18,728
1,800,000	〃	19,263
1,850,000	〃	19,798
1,900,000	120	19,654
1,950,000	〃	20,171
2,000,000	〃	20,688



住宅貸付  
(年利4.46%)

貸付金額	償還回数	償還額
円	回	円
500,000	100	5,996
600,000	115	6,421
700,000	130	6,799
800,000	150	6,967
900,000	170	7,151
1,000,000	190	7,347
1,100,000	200	7,804
1,200,000	〃	8,514
1,300,000	〃	9,223
1,400,000	〃	9,933
1,500,000	〃	10,642
1,600,000	〃	11,352
1,700,000	〃	12,061
1,800,000	〃	12,771
1,900,000	〃	13,480
2,000,000	〃	14,190
2,100,000	〃	14,899
2,200,000	〃	15,609
2,300,000	〃	16,318
2,400,000	〃	17,028
2,500,000	〃	17,737
2,600,000	210	17,856
2,700,000	〃	18,542
2,800,000	230	18,130
2,900,000	〃	18,777
3,000,000	250	18,446
3,100,000	〃	19,060
3,200,000	〃	19,675
3,300,000	〃	20,290
3,400,000	〃	20,905
3,500,000	〃	21,520
3,600,000	〃	22,135
3,700,000	〃	22,750
3,800,000	〃	23,364
3,900,000	〃	23,979
4,000,000	〃	24,594
4,100,000	〃	25,209
4,200,000	〃	25,824
4,300,000	〃	26,439
4,400,000	〃	27,054

4,500,000	250	27,668
4,600,000	〃	28,283
4,700,000	〃	28,898
4,800,000	〃	29,513
4,900,000	〃	30,128
5,000,000	〃	30,743
5,100,000	〃	31,358
5,200,000	〃	31,972
5,300,000	〃	32,587
5,400,000	〃	33,202
5,500,000	〃	33,817
5,600,000	〃	34,432
5,700,000	〃	35,047
5,800,000	〃	35,662
5,900,000	〃	36,276
6,000,000	〃	36,891
6,100,000	255	37,060
6,200,000	〃	37,668
6,300,000	〃	38,275
6,400,000	〃	38,883
6,500,000	〃	39,490
6,600,000	260	39,636
6,700,000	〃	40,236
6,800,000	〃	40,837
6,900,000	〃	41,437
7,000,000	〃	42,038
7,100,000	265	42,161
7,200,000	〃	42,755
7,300,000	〃	43,349
7,400,000	〃	43,942
7,500,000	〃	44,536
7,600,000	270	44,640
7,700,000	〃	45,227
7,800,000	〃	45,814
7,900,000	〃	46,402
8,000,000	〃	46,989
8,100,000	275	47,074
8,200,000	〃	47,655
8,300,000	〃	48,237
8,400,000	〃	48,818
8,500,000	〃	49,399
8,600,000	280	49,467
8,700,000	〃	50,043
8,800,000	〃	50,618
8,900,000	〃	51,193
9,000,000	〃	51,768

## 貸付（組員貸付規程）

9,100,000	285	51,822	13,700,000	330	72,114
9,200,000	"	52,391	13,800,000	"	72,641
9,300,000	"	52,961	13,900,000	"	73,167
9,400,000	"	53,530	14,000,000	"	73,693
9,500,000	"	54,100	14,100,000	335	73,656
9,600,000	290	54,139	14,200,000	"	74,179
9,700,000	"	54,703	14,300,000	"	74,701
9,800,000	"	55,267	14,400,000	"	75,223
9,900,000	"	55,831	14,500,000	"	75,746
10,000,000	"	56,395	14,600,000	340	75,704
10,100,000	295	56,422	14,700,000	"	76,222
10,200,000	"	56,981	14,800,000	"	76,741
10,300,000	"	57,540	14,900,000	"	77,259
10,400,000	"	58,098	15,000,000	"	77,778
10,500,000	"	58,657	15,100,000	345	77,731
10,600,000	300	58,673	15,200,000	"	78,246
10,700,000	"	59,227	15,300,000	"	78,761
10,800,000	"	59,780	15,400,000	"	79,276
10,900,000	"	60,334	15,500,000	"	79,791
11,000,000	"	60,887	15,600,000	"	80,305
11,100,000	305	60,893	15,700,000	"	80,820
11,200,000	"	61,441	15,800,000	"	81,335
11,300,000	"	61,990	15,900,000	350	81,274
11,400,000	"	62,539	16,000,000	"	81,785
11,500,000	"	63,087	16,100,000	"	82,297
11,600,000	310	63,084	16,200,000	"	82,808
11,700,000	"	63,628	16,300,000	"	83,319
11,800,000	"	64,171	16,400,000	"	83,830
11,900,000	"	64,715	16,500,000	"	84,341
12,000,000	"	65,259	16,600,000	"	84,852
12,100,000	315	65,247	16,700,000	355	84,779
12,200,000	"	65,786	16,800,000	"	85,286
12,300,000	"	66,326	16,900,000	"	85,794
12,400,000	"	66,865	17,000,000	"	86,302
12,500,000	"	67,404	17,100,000	"	86,809
12,600,000	320	67,385	17,200,000	"	87,317
12,700,000	"	67,920	17,300,000	"	87,824
12,800,000	"	68,454	17,400,000	360	87,742
12,900,000	"	68,989	17,500,000	"	88,246
13,000,000	"	69,524	17,600,000	"	88,750
13,100,000	325	69,498	17,700,000	"	89,255
13,200,000	"	70,028	17,800,000	"	89,759
13,300,000	"	70,559	17,900,000	"	90,263
13,400,000	"	71,089	18,000,000	"	90,767
13,500,000	"	71,620			
13,600,000	330	71,588			

特別貸付（年利4.46%）  
医療・入学・修学・結婚・葬祭

貸付金額	償還回数	償還額
円	回	円
100,000	50	2,195
150,000	"	3,293
200,000	"	4,391
250,000	"	5,488
300,000	"	6,586
350,000	"	7,683
400,000	60	7,450
450,000	65	7,806
500,000	70	8,125
550,000	75	8,416
600,000	"	9,181
650,000	"	9,946
700,000	80	10,131
750,000	"	10,855
800,000	"	11,578
850,000	85	11,681
900,000	"	12,368
950,000	"	13,055
1,000,000	90	13,093
1,050,000	"	13,748
1,100,000	"	14,402
1,150,000	95	14,390
1,200,000	"	15,015
1,250,000	"	15,641
1,300,000	100	15,589
1,350,000	"	16,188
1,400,000	"	16,788
1,450,000	105	16,704
1,500,000	"	17,280
1,550,000	"	17,856
1,600,000	110	17,747
1,650,000	"	18,301
1,700,000	"	18,856
1,750,000	115	18,728
1,800,000	"	19,263
1,850,000	"	19,798
1,900,000	120	19,654
1,950,000	"	20,171
2,000,000	"	20,688

災害貸付  
(年利3.72%)

貸付金額	償還回数	償還額
円	回	円
100,000	40	2,662
200,000	50	4,324
300,000	70	4,774
400,000	100	4,658
500,000	120	4,996
600,000	140	5,289
700,000	150	5,843
800,000	170	6,061
900,000	180	6,532
1,000,000	200	6,717
1,100,000	210	7,135
1,200,000	"	7,783
1,300,000	"	8,432
1,400,000	"	9,080
1,500,000	"	9,729
1,600,000	"	10,378
1,700,000	"	11,026
1,800,000	"	11,675
1,900,000	"	12,323
2,000,000	"	12,972
2,100,000	250	12,084
2,200,000	"	12,659
2,300,000	"	13,234
2,400,000	"	13,810
2,500,000	"	14,385
2,600,000	"	14,961
2,700,000	"	15,536
2,800,000	"	16,112
2,900,000	"	16,687
3,000,000	"	17,262
3,100,000	"	17,838
3,200,000	"	18,413
3,300,000	"	18,989
3,400,000	"	19,564
3,500,000	"	20,139
3,600,000	"	20,715
3,700,000	"	21,290
3,800,000	"	21,866
3,900,000	"	22,441
4,000,000	"	23,016

4,100,000	250	23,592
4,200,000	"	24,167
4,300,000	"	24,743
4,400,000	"	25,318
4,500,000	"	25,894
4,600,000	"	26,469
4,700,000	"	27,044
4,800,000	"	27,620
4,900,000	"	28,195
5,000,000	"	28,771
5,100,000	"	29,346
5,200,000	"	29,921
5,300,000	"	30,497
5,400,000	"	31,072
5,500,000	"	31,648
5,600,000	"	32,223
5,700,000	"	32,798
5,800,000	"	33,374
5,900,000	"	33,949
6,000,000	"	34,525
6,100,000	"	35,100
6,200,000	"	35,676
6,300,000	"	36,251
6,400,000	"	36,826
6,500,000	"	37,402
6,600,000	"	37,977
6,700,000	"	38,553
6,800,000	"	39,128
6,900,000	"	39,703
7,000,000	"	40,279
7,100,000	255	40,324
7,200,000	"	40,892
7,300,000	"	41,460
7,400,000	"	42,028
7,500,000	"	42,596
7,600,000	260	42,619
7,700,000	"	43,180
7,800,000	"	43,741
7,900,000	"	44,302
8,000,000	"	44,862
8,100,000	265	44,866
8,200,000	"	45,420
8,300,000	"	45,974
8,400,000	"	46,527
8,500,000	"	47,081
8,600,000	270	47,067

## 貸付（組員貸付規程）

8,700,000	270	47,614	13,300,000	314	66,325
8,800,000	"	48,161	13,400,000	"	66,824
8,900,000	"	48,708	13,500,000	316	67,071
9,000,000	"	49,256	13,600,000	"	67,567
9,100,000	275	49,224	13,700,000	"	68,064
9,200,000	"	49,765	13,800,000	"	68,561
9,300,000	"	50,306	13,900,000	320	68,550
9,400,000	"	50,847	14,000,000	"	69,043
9,500,000	"	51,388	14,100,000	"	69,536
9,600,000	280	51,342	14,200,000	324	69,523
9,700,000	"	51,876	14,300,000	"	70,013
9,800,000	"	52,411	14,400,000	"	70,503
9,900,000	"	52,946	14,500,000	326	70,739
10,000,000	"	53,481	14,600,000	"	71,227
10,100,000	285	53,421	14,700,000	"	71,715
10,200,000	"	53,950	14,800,000	330	71,697
10,300,000	"	54,479	14,900,000	"	72,181
10,400,000	"	55,008	15,000,000	"	72,666
10,500,000	"	55,536	15,100,000	334	72,647
10,600,000	290	55,464	15,200,000	"	73,128
10,700,000	"	55,987	15,300,000	"	73,609
10,800,000	"	56,510	15,400,000	"	74,090
10,900,000	"	57,034	15,500,000	336	74,318
11,000,000	"	57,557	15,600,000	"	74,798
11,100,000	294	57,593	15,700,000	"	75,277
11,200,000	"	58,111	15,800,000	"	75,757
11,300,000	"	58,630	15,900,000	340	75,727
11,400,000	"	59,149	16,000,000	"	76,203
11,500,000	298	59,178	16,100,000	342	76,427
11,600,000	"	59,692	16,200,000	"	76,901
11,700,000	"	60,207	16,300,000	"	77,376
11,800,000	"	60,721	16,400,000	344	77,596
11,900,000	302	60,743	16,500,000	"	78,069
12,000,000	"	61,253	16,600,000	"	78,542
12,100,000	"	61,763	16,700,000	346	78,760
12,200,000	"	62,274	16,800,000	"	79,231
12,300,000	306	62,289	16,900,000	"	79,703
12,400,000	"	62,795	17,000,000	348	79,918
12,500,000	"	63,302	17,100,000	"	80,388
12,600,000	"	63,808	17,200,000	"	80,858
12,700,000	310	63,817	17,300,000	350	81,070
12,800,000	"	64,319	17,400,000	"	81,538
12,900,000	"	64,822	17,500,000	"	82,007
13,000,000	"	65,324	17,600,000	352	82,216
13,100,000	314	65,328	17,700,000	"	82,683
13,200,000	"	65,826	17,800,000	"	83,150

## 貸付（組合員貸付規程）

## 在宅介護対応住宅貸付

（年利4.2%）

17,900,000	354	83,356
18,000,000	〃	83,822
18,100,000	〃	84,288
18,200,000	356	84,491
18,300,000	〃	84,956
18,400,000	〃	85,420
18,500,000	358	85,621
18,600,000	〃	86,084
18,700,000	〃	86,547
18,800,000	360	86,746
18,900,000	〃	87,207
19,000,000	〃	87,669

貸付金額	償還回数	償還額
円	回	円
100,000	80	1,435
200,000	〃	2,871
300,000	100	3,561
400,000	130	3,835
500,000	150	4,290
600,000	160	4,904
700,000	180	5,248
800,000	200	5,569
900,000	220	5,873
1,000,000	240	6,166
1,100,000	〃	6,782
1,200,000	〃	7,399
1,300,000	〃	8,015
1,400,000	〃	8,632
1,500,000	260	8,796
1,600,000	〃	9,383
1,700,000	〃	9,969
1,800,000	〃	10,556
1,900,000	280	10,656
2,000,000	〃	11,217
2,100,000	〃	11,778
2,200,000	〃	12,339
2,300,000	300	12,396
2,400,000	〃	12,935
2,500,000	〃	13,474
2,600,000	〃	14,012
2,700,000	〃	14,551
2,800,000	〃	15,090
2,900,000	〃	15,629
3,000,000	〃	16,168

別表第3（平27規程467・全部改正,平28規程473・一部改正）

普通貸付ボーナス償還表（年利4.46%）

1月・7月貸付

2月・8月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
50,000	60	700	2,100
100,000	"	1,400	4,200
150,000	"	2,100	6,300
200,000	"	2,800	8,400
250,000	"	3,500	10,500
300,000	"	4,200	12,600
350,000	"	4,900	14,700
400,000	"	5,600	16,800
450,000	"	6,300	18,900
500,000	"	7,000	21,000
550,000	"	7,700	23,100
600,000	"	8,400	25,200
650,000	"	9,100	27,300
700,000	"	9,801	29,403
750,000	"	10,501	31,503
800,000	"	11,201	33,603
850,000	"	11,901	35,703
900,000	"	12,601	37,803
950,000	"	13,301	39,903
1,000,000	"	14,001	42,003
1,050,000	"	14,701	44,103
1,100,000	"	15,401	46,203
1,150,000	"	16,101	48,303
1,200,000	"	16,801	50,403
1,250,000	"	17,501	52,503
1,300,000	"	18,201	54,603
1,350,000	"	18,901	56,703
1,400,000	"	19,601	58,803
1,450,000	"	20,301	60,903
1,500,000	"	21,001	63,003
1,550,000	"	21,701	65,103
1,600,000	"	22,401	67,203
1,650,000	"	23,101	69,303
1,700,000	"	23,801	71,403
1,750,000	"	24,501	73,503
1,800,000	"	25,201	75,603
1,850,000	"	25,901	77,703
1,900,000	"	26,601	79,803
1,950,000	"	27,301	81,903
2,000,000	"	28,001	84,003

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
50,000	60	699	2,097
100,000	"	1,399	4,197
150,000	"	2,098	6,294
200,000	"	2,798	8,394
250,000	"	3,497	10,491
300,000	"	4,196	12,588
350,000	"	4,896	14,688
400,000	"	5,595	16,785
450,000	"	6,295	18,885
500,000	"	6,994	20,982
550,000	"	7,693	23,079
600,000	"	8,393	25,179
650,000	"	9,092	27,276
700,000	"	9,791	29,373
750,000	"	10,491	31,473
800,000	"	11,190	33,570
850,000	"	11,890	35,670
900,000	"	12,589	37,767
950,000	"	13,288	39,864
1,000,000	"	13,988	41,964
1,050,000	"	14,687	44,061
1,100,000	"	15,387	46,161
1,150,000	"	16,086	48,258
1,200,000	"	16,785	50,355
1,250,000	"	17,485	52,455
1,300,000	"	18,184	54,552
1,350,000	"	18,884	56,652
1,400,000	"	19,583	58,749
1,450,000	"	20,282	60,846
1,500,000	"	20,982	62,946
1,550,000	"	21,681	65,043
1,600,000	"	22,381	67,143
1,650,000	"	23,080	69,240
1,700,000	"	23,779	71,337
1,750,000	"	24,479	73,437
1,800,000	"	25,178	75,534
1,850,000	"	25,877	77,631
1,900,000	"	26,577	79,731
1,950,000	"	27,276	81,828
2,000,000	"	27,976	83,928

## 貸付（組員貸付規程）

3月・9月貸付

4月・10月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
50,000	60	699	2,097
100,000	"	1,397	4,191
150,000	"	2,096	6,288
200,000	"	2,795	8,385
250,000	"	3,494	10,482
300,000	"	4,192	12,576
350,000	"	4,891	14,673
400,000	"	5,590	16,770
450,000	"	6,289	18,867
500,000	"	6,987	20,961
550,000	"	7,686	23,058
600,000	"	8,385	25,155
650,000	"	9,084	27,252
700,000	"	9,782	29,346
750,000	"	10,481	31,443
800,000	"	11,180	33,540
850,000	"	11,879	35,637
900,000	"	12,577	37,731
950,000	"	13,276	39,828
1,000,000	"	13,975	41,925
1,050,000	"	14,674	44,022
1,100,000	"	15,372	46,116
1,150,000	"	16,071	48,213
1,200,000	"	16,770	50,310
1,250,000	"	17,469	52,407
1,300,000	"	18,167	54,501
1,350,000	"	18,866	56,598
1,400,000	"	19,565	58,695
1,450,000	"	20,264	60,792
1,500,000	"	20,962	62,886
1,550,000	"	21,661	64,983
1,600,000	"	22,360	67,080
1,650,000	"	23,059	69,177
1,700,000	"	23,757	71,271
1,750,000	"	24,456	73,368
1,800,000	"	25,155	75,465
1,850,000	"	25,854	77,562
1,900,000	"	26,552	79,656
1,950,000	"	27,251	81,753
2,000,000	"	27,950	83,850

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
50,000	60	698	2,094
100,000	"	1,396	4,188
150,000	"	2,094	6,282
200,000	"	2,792	8,376
250,000	"	3,490	10,470
300,000	"	4,189	12,567
350,000	"	4,887	14,661
400,000	"	5,585	16,755
450,000	"	6,283	18,849
500,000	"	6,981	20,943
550,000	"	7,679	23,037
600,000	"	8,377	25,131
650,000	"	9,075	27,225
700,000	"	9,773	29,319
750,000	"	10,471	31,413
800,000	"	11,170	33,510
850,000	"	11,868	35,604
900,000	"	12,566	37,698
950,000	"	13,264	39,792
1,000,000	"	13,962	41,886
1,050,000	"	14,660	43,980
1,100,000	"	15,358	46,074
1,150,000	"	16,056	48,168
1,200,000	"	16,754	50,262
1,250,000	"	17,452	52,356
1,300,000	"	18,151	54,453
1,350,000	"	18,849	56,547
1,400,000	"	19,547	58,641
1,450,000	"	20,245	60,735
1,500,000	"	20,943	62,829
1,550,000	"	21,641	64,923
1,600,000	"	22,339	67,017
1,650,000	"	23,037	69,111
1,700,000	"	23,735	71,205
1,750,000	"	24,433	73,299
1,800,000	"	25,131	75,393
1,850,000	"	25,830	77,490
1,900,000	"	26,528	79,584
1,950,000	"	27,226	81,678
2,000,000	"	27,924	83,772



## 貸付（組合員貸付規程）

5月・11月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
50,000	60	697	2,091
100,000	"	1,395	4,185
150,000	"	2,092	6,276
200,000	"	2,790	8,370
250,000	"	3,487	10,461
300,000	"	4,185	12,555
350,000	"	4,882	14,646
400,000	"	5,580	16,740
450,000	"	6,277	18,831
500,000	"	6,974	20,922
550,000	"	7,672	23,016
600,000	"	8,369	25,107
650,000	"	9,067	27,201
700,000	"	9,764	29,292
750,000	"	10,462	31,386
800,000	"	11,159	33,477
850,000	"	11,857	35,571
900,000	"	12,554	37,662
950,000	"	13,252	39,756
1,000,000	"	13,949	41,847
1,050,000	"	14,646	43,938
1,100,000	"	15,344	46,032
1,150,000	"	16,041	48,123
1,200,000	"	16,739	50,217
1,250,000	"	17,436	52,308
1,300,000	"	18,134	54,402
1,350,000	"	18,831	56,493
1,400,000	"	19,529	58,587
1,450,000	"	20,226	60,678
1,500,000	"	20,923	62,769
1,550,000	"	21,621	64,863
1,600,000	"	22,318	66,954
1,650,000	"	23,016	69,048
1,700,000	"	23,713	71,139
1,750,000	"	24,411	73,233
1,800,000	"	25,108	75,324
1,850,000	"	25,806	77,418
1,900,000	"	26,503	79,509
1,950,000	"	27,200	81,600
2,000,000	"	27,898	83,694

6月・12月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
50,000	60	697	2,091
100,000	"	1,394	4,182
150,000	"	2,090	6,270
200,000	"	2,787	8,361
250,000	"	3,484	10,452
300,000	"	4,181	12,543
350,000	"	4,878	14,634
400,000	"	5,574	16,722
450,000	"	6,271	18,813
500,000	"	6,968	20,904
550,000	"	7,665	22,995
600,000	"	8,362	25,086
650,000	"	9,058	27,174
700,000	"	9,755	29,265
750,000	"	10,452	31,356
800,000	"	11,149	33,447
850,000	"	11,846	35,538
900,000	"	12,542	37,626
950,000	"	13,239	39,717
1,000,000	"	13,936	41,808
1,050,000	"	14,633	43,899
1,100,000	"	15,330	45,990
1,150,000	"	16,026	48,078
1,200,000	"	16,723	50,169
1,250,000	"	17,420	52,260
1,300,000	"	18,117	54,351
1,350,000	"	18,814	56,442
1,400,000	"	19,510	58,530
1,450,000	"	20,207	60,621
1,500,000	"	20,904	62,712
1,550,000	"	21,601	64,803
1,600,000	"	22,298	66,894
1,650,000	"	22,994	68,982
1,700,000	"	23,691	71,073
1,750,000	"	24,388	73,164
1,800,000	"	25,085	75,255
1,850,000	"	25,782	77,346
1,900,000	"	26,478	79,434
1,950,000	"	27,175	81,525
2,000,000	"	27,872	83,616

## 住宅貸付ボーナス償還表（年利4.46%）

1月・7月貸付

2月・8月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	9,036	27,108
2,000,000	"	12,048	36,144
2,500,000	"	15,060	45,180
3,000,000	"	18,071	54,213
3,500,000	"	21,083	63,249
4,000,000	"	24,095	72,285
4,500,000	"	27,107	81,321
5,000,000	204	26,315	78,945
5,500,000	"	28,947	86,841
6,000,000	"	31,578	94,734
6,500,000	"	34,210	102,630
7,000,000	"	36,841	110,523
7,500,000	"	39,473	118,419
8,000,000	"	42,104	126,312
8,500,000	"	44,736	134,208
9,000,000	"	47,367	142,101
9,500,000	"	49,999	149,997
10,000,000	240	47,393	142,179
10,500,000	"	49,763	149,289
11,000,000	"	52,133	156,399
11,500,000	"	54,502	163,506
12,000,000	"	56,872	170,616
12,500,000	"	59,242	177,726
13,000,000	"	61,611	184,833
13,500,000	"	63,981	191,943
14,000,000	"	66,350	199,050
14,500,000	"	68,720	206,160
15,000,000	"	71,090	213,270
15,500,000	"	73,459	220,377
16,000,000	"	75,829	227,487
16,500,000	"	78,199	234,597
17,000,000	"	80,568	241,704
17,500,000	"	82,938	248,814
18,000,000	"	85,308	255,924

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	9,027	27,081
2,000,000	"	12,036	36,108
2,500,000	"	15,046	45,138
3,000,000	"	18,055	54,165
3,500,000	"	21,064	63,192
4,000,000	"	24,073	72,219
4,500,000	"	27,082	81,246
5,000,000	204	26,291	78,873
5,500,000	"	28,920	86,760
6,000,000	"	31,549	94,647
6,500,000	"	34,178	102,534
7,000,000	"	36,807	110,421
7,500,000	"	39,436	118,308
8,000,000	"	42,066	126,198
8,500,000	"	44,695	134,085
9,000,000	"	47,324	141,972
9,500,000	"	49,953	149,859
10,000,000	240	47,350	142,050
10,500,000	"	49,717	149,151
11,000,000	"	52,085	156,255
11,500,000	"	54,452	163,356
12,000,000	"	56,820	170,460
12,500,000	"	59,187	177,561
13,000,000	"	61,554	184,662
13,500,000	"	63,922	191,766
14,000,000	"	66,289	198,867
14,500,000	"	68,657	205,971
15,000,000	"	71,024	213,072
15,500,000	"	73,392	220,176
16,000,000	"	75,759	227,277
16,500,000	"	78,127	234,381
17,000,000	"	80,494	241,482
17,500,000	"	82,862	248,586
18,000,000	"	85,229	255,687

## 貸付（組合員貸付規程）

## 3月・9月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	9,019	27,057
2,000,000	"	12,025	36,075
2,500,000	"	15,032	45,096
3,000,000	"	18,038	54,114
3,500,000	"	21,044	63,132
4,000,000	"	24,051	72,153
4,500,000	"	27,057	81,171
5,000,000	204	26,267	78,801
5,500,000	"	28,893	86,679
6,000,000	"	31,520	94,560
6,500,000	"	34,147	102,441
7,000,000	"	36,773	110,319
7,500,000	"	39,400	118,200
8,000,000	"	42,027	126,081
8,500,000	"	44,653	133,959
9,000,000	"	47,280	141,840
9,500,000	"	49,907	149,721
10,000,000	240	47,306	141,918
10,500,000	"	49,671	149,013
11,000,000	"	52,036	156,108
11,500,000	"	54,402	163,206
12,000,000	"	56,767	170,301
12,500,000	"	59,132	177,396
13,000,000	"	61,498	184,494
13,500,000	"	63,863	191,589
14,000,000	"	66,228	198,684
14,500,000	"	68,593	205,779
15,000,000	"	70,959	212,877
15,500,000	"	73,324	219,972
16,000,000	"	75,689	227,067
16,500,000	"	78,055	234,165
17,000,000	"	80,420	241,260
17,500,000	"	82,785	248,355
18,000,000	"	85,150	255,450

## 4月・10月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	9,011	27,033
2,000,000	"	12,014	36,042
2,500,000	"	15,018	45,054
3,000,000	"	18,021	54,063
3,500,000	"	21,025	63,075
4,000,000	"	24,028	72,084
4,500,000	"	27,032	81,096
5,000,000	204	26,242	78,726
5,500,000	"	28,867	86,601
6,000,000	"	31,491	94,473
6,500,000	"	34,115	102,345
7,000,000	"	36,739	110,217
7,500,000	"	39,363	118,089
8,000,000	"	41,988	125,964
8,500,000	"	44,612	133,836
9,000,000	"	47,236	141,708
9,500,000	"	49,868	149,604
10,000,000	240	47,262	141,786
10,500,000	"	49,625	148,875
11,000,000	"	51,988	155,964
11,500,000	"	54,351	163,053
12,000,000	"	56,714	170,142
12,500,000	"	59,078	177,234
13,000,000	"	61,441	184,323
13,500,000	"	63,804	191,412
14,000,000	"	66,167	198,501
14,500,000	"	68,530	205,590
15,000,000	"	70,893	212,679
15,500,000	"	73,256	219,768
16,000,000	"	75,619	226,857
16,500,000	"	77,982	233,946
17,000,000	"	80,345	241,035
17,500,000	"	82,709	248,127
18,000,000	"	85,072	255,216

## 貸付（組合員貸付規程）

## 5月・11月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	9,002	27,006
2,000,000	"	12,003	36,009
2,500,000	"	15,004	45,012
3,000,000	"	18,005	54,015
3,500,000	"	21,005	63,015
4,000,000	"	24,006	72,018
4,500,000	"	27,007	81,021
5,000,000	204	26,218	78,654
5,500,000	"	28,840	86,520
6,000,000	"	31,462	94,386
6,500,000	"	34,083	102,249
7,000,000	"	36,705	110,115
7,500,000	"	39,327	117,981
8,000,000	"	41,949	125,847
8,500,000	"	44,571	133,713
9,000,000	"	47,192	141,576
9,500,000	"	49,814	149,442
10,000,000	240	47,218	141,654
10,500,000	"	49,579	148,737
11,000,000	"	51,940	155,820
11,500,000	"	54,301	162,903
12,000,000	"	56,662	169,986
12,500,000	"	59,023	177,069
13,000,000	"	61,383	184,149
13,500,000	"	63,744	191,232
14,000,000	"	66,105	198,315
14,500,000	"	68,466	205,398
15,000,000	"	70,827	212,481
15,500,000	"	73,188	219,564
16,000,000	"	75,549	226,647
16,500,000	"	77,910	233,730
17,000,000	"	80,271	240,813
17,500,000	"	82,632	247,896
18,000,000	"	84,992	254,976

## 6月・12月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	8,994	26,982
2,000,000	"	11,992	35,976
2,500,000	"	14,990	44,970
3,000,000	"	17,988	53,964
3,500,000	"	20,986	62,958
4,000,000	"	23,984	71,952
4,500,000	"	26,982	80,946
5,000,000	204	26,194	78,582
5,500,000	"	28,813	86,439
6,000,000	"	31,432	94,296
6,500,000	"	34,052	102,156
7,000,000	"	36,671	110,013
7,500,000	"	39,290	117,870
8,000,000	"	41,910	125,730
8,500,000	"	44,529	133,587
9,000,000	"	47,148	141,444
9,500,000	"	49,768	149,304
10,000,000	240	47,174	141,522
10,500,000	"	49,533	148,599
11,000,000	"	51,891	155,673
11,500,000	"	54,250	162,750
12,000,000	"	56,609	169,827
12,500,000	"	58,968	176,904
13,000,000	"	61,326	183,978
13,500,000	"	63,685	191,055
14,000,000	"	66,044	198,132
14,500,000	"	68,402	205,206
15,000,000	"	70,761	212,283
15,500,000	"	73,120	219,360
16,000,000	"	75,478	226,434
16,500,000	"	77,837	233,511
17,000,000	"	80,196	240,588
17,500,000	"	82,555	247,665
18,000,000	"	84,913	254,739

## 在宅介護対応住宅貸付ボーナス償還表（年利4.2%）

## 1月・7月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	8,888	26,664
2,000,000	"	11,850	35,550
2,500,000	"	14,813	44,439
3,000,000	"	17,776	53,328

## 4月・10月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	8,865	26,595
2,000,000	"	11,819	35,457
2,500,000	"	14,774	44,322
3,000,000	"	17,729	53,187

## 2月・8月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	8,880	26,640
2,000,000	"	11,840	35,520
2,500,000	"	14,800	44,400
3,000,000	"	17,760	53,280

## 5月・11月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	8,857	26,571
2,000,000	"	11,809	35,427
2,500,000	"	14,761	44,283
3,000,000	"	17,714	53,142

## 3月・9月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	8,872	26,616
2,000,000	"	11,830	35,490
2,500,000	"	14,787	44,361
3,000,000	"	17,745	53,235

## 6月・12月貸付

貸付金額	償還回数	償還額	6月償還額 12月償還額
円	回	円	円
1,500,000	168	8,849	26,547
2,000,000	"	11,799	35,397
2,500,000	"	14,748	44,244
3,000,000	"	17,698	53,094